



# 自然史系博物館事情

2016年7月31日 齋藤靖二



1949 (昭和24年) 法隆寺金堂の火災で壁画が焼失 (1月26日)

1950 (昭和25年) 文化財保護法 (法律第214号) 制定

1951 (昭和26年) 博物館法の制定・施行 **地方自治体の教育委員会に申請して登録博物館**

1999 (平成11年) 独立行政法人通則法の制定

2001 (平成13年) 独立行政法人制度の発足：国の施設の運営主体が独法に移行

「経営努力で利益が生じた」と財務省に認定されると、**利益を各独法の裁量で事業拡大に活用できるとされた**

2003 (平成15年) 国立大学法人法

2003 (平成15年) 地方独立行政法人法 (平成15年7月16日法律第118号) が地方独立行政法人の運営に関する事項等を定める法律として制定

2003 (平成15年) 地方自治法の改正 (6月13日公布、9月2日施行) **指定管理者制度**

(行政処分であって委託ではないとされる) 小泉内閣発足後に急速に進められた公営組織の法人化・民営化の一環

2007 (平成18年) 国立文化財機構の発足 (4月)

2007 (平成19年) 財務省は、**独法に利益が生じても、独自に使うことを認めず、国庫に納付させるようになった**

2008 (平成20年) 期待はずれに終わった博物館法改正

2008 (平成20年) 公益法人制度改革3法の施行 公益性認定の強化

2009 (平成21年) 第95回地方分権改革推進委員会 (9月7日) で**博物館法第12条 (博物館登録の要件) を廃止**  
または都道府県の条例へ委任するとの勧告

2010 (平成22年) 民主党政権による「事業仕分け」で美術館・博物館も対象

民主党政権下で独法が「原則廃止」となり、**国立美術館と国立文化財機構と日本芸術文化振興会の3独法の統合を閣議決定**

2012 (平成24年) 博物館法施行規則の一部改正 (文部科学省令24号)

2013 (平成25年) **地方独立行政法人法の改正** 博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館も対象

2013 (平成25年) 安倍内閣は「数合わせの組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施する」として、**国立美術館と国立文化財機構と日本芸術文化振興会の3独法の存続を決定**

2014 (平成26年) 独立行政法人の改革法案の提出。100の独法を一律に規定する制度を見直し、研究開発を手がける37の独法を研究開発法人とし、さらにごく**少数の独法を「特定国立研究開発法人」に選んで特別扱いとする**

# 博物館の組織と活動を支えるのは

## 博物館法

土地：建物・駐車場などのため  
減価償却しない資産

建物：展示施設・収蔵庫・研究室など  
減価償却しにくい資産

人材：学芸員その他の必要な職員  
継承していくべき職種

博物館資料：標本資料・作品類・史料など  
減価償却させない資産

減価償却する備品とは異なるが、法的整備がない  
1年を通じて150日以上の開館

これらがどのように保証されているのか、いないのか

# 博物館

**人類の文化的資産**を蒐集・保管(育成)し、教育的配慮の下に  
展示等で公衆の利用に供し、それらの調査・研究をする機関

地方公共団体 (教育委員会)

地方公共団体 (首長部局 教育委員会から権限の委任)

地方独立行政法人 (博物館は2016年4月から)

財団法人

社団法人

宗教法人

法令で定める特殊法人

国の省庁 (国交省 国土地理院・海上保安庁)

国立大学・共同利用機関 (国立大学法人)

私立大学・公立大学法人 (学校法人)

独立行政法人 (文科省・文化庁・経産省)

民間企業 (営利企業)

個人

博物館法の適用  
(登録博物館)



**博物館法は社会的に全く共有されていない**

**博物館の登録を教育委員会に付託したため**

**首長は選挙で選ばれるので継承性に問題  
政治的に中立性を保つのが重要とされた**

**教育委所管でないと登録博物館になれない  
では、何になっているのか**

**博物館相当施設 (国・都道府県教育委員会が認める)**

**博物館類似施設 (面倒だから手続きをしない)**

**これを逆に使って博物館から相当施設に移行  
→都道府県教育委員会から知事部局へ**

**博物館を観光行政・公園行政の一環として推進**

**学芸員不要・収蔵庫不要・蒐集活動不要としてよい**

# 国が出資者：設置者と管理者（独立行政法人通則法による）

## 独立行政法人（文化庁所管）

### 国立美術館・・・・・・理事長

東京国立近代美術館（館長） The National Museum of Modern Art, Tokyo

国立西洋美術館（館長） The National Museum of Western Art

京都国立近代美術館（館長） The National Museum of Modern Art, Kyoto

国立国際美術館（館長） The National Museum of Art, Osaka

国立新美術館（館長） The National Art Center, Tokyo

学芸員なし・収蔵庫なし・蒐集活動なし・催事場的

### 国立文化財機構・・・・・・理事長

東京国立博物館（館長）

京都国立博物館（館長）

奈良国立博物館（館長）

九州国立博物館（館長）

東京文化財研究所（所長）

奈良文化財研究所（所長）

# 国が出資者：設置者と管理者（独立行政法人通則法による）

## 独立行政法人（文部科学省所管）

**国立科学博物館** ・ ・ ・ ・ ・ **理事長（館長）**

National Museum of Nature and Science

**科学技術振興機構** ・ ・ ・ ・ ・ **理事長 日本科学未来館（館長）**

National Museum of Emerging Science and Innovation

学芸員なし・収蔵庫なし・蒐集活動なし・催事場的

**海洋研究開発機構** ・ ・ ・ ・ ・ **理事長 地球情報館・海洋科学技術館**

Earth Science Museum, Marine Science Museum

## 独立行政法人（経済産業省所管）

**産業技術総合研究所** ・ ・ ・ ・ ・ **理事長**

**地質標本館（館長）**

Geological Museum

## 国の博物館（国土交通省設置法による）

**国土地理院** ・ ・ ・ ・ ・ **院長**

**地図と測量の科学館** Science Museum of Map & Survey

**海上保安庁 海洋情報部** ・ ・ **部長？**

**海洋情報資料館** Hydrographic and Oceanographic Museum



法令で定める**特殊法人**（日本放送協会）  
NHK放送博物館（館長）

**公益財団法人**（民間）

日本科学技術振興財団・・・理事長

**科学技術館**（館長）  
Science Museum

博物館明治村・・・理事長

**地方公共団体**（教育委員会）

地方公共団体（首長部局）

博物館法対象外

**地方独立行政法人**（2016年4月から）

**公益財団法人**

**一般財団法人**

**公益社団法人**

**一般社団法人**

**宗教法人**

**民間企業**（営利企業）

**個人**



# 国が出資者・大学共同利用機関法人（国立大学法人法による）

## 人間文化研究機構・・・機構長

国立歴史民俗博物館（館長）

国文学研究資料館（館長）

国立民俗学博物館（館長）

## 自然科学研究機構・・・機構長

国立天文台（台長）

核融合科学研究所（所長）

分子科学研究所（所長）

基礎生物学研究所（所長）

生理学研究所（所長）

## 情報・システム研究機構・・・機構長

国立極地研究所（所長） **南極・北極科学館** Polar Science Museum

国立情報学研究所（所長）

統計数理研究所（所長）

国立遺伝学研究所（所長）

総合研究大学院大学を構成

# 国が出資者・国立大学法人（国立大学法人法による）

北海道大学総合博物館・北大北方生物圏フィールド科学センター・弘前大学白神自然観察園  
弘前大学資料館・岩手大学ミュージアム・岩手大学農学部附属農業教育資料館  
東北大学総合学術博物館・植物園・秋田大学工学資源科学科附属鉱業博物館・山形大学博物館  
東京大学総合研究博物館・東京藝術大学大学美術館・東京工業大学地球史資料館  
東京工業大学博物館・東京海洋大学海洋科学部附属水産資料館・東京農工大学科学博物館  
新潟大学旭町学術資料展示館・信州大学自然科学館・富山大学民族薬物資料館  
金沢大学資料館・岐阜大学教育学部郷土資料博物館・静岡大学キャンパスミュージアム  
名古屋大学博物館・滋賀大学経済学部附属史料館・京都大学総合博物館  
京都工芸繊維大学美術工芸資料館・大阪大学総合学術博物館・神戸大学海事科学部海事博物館  
島根大学ミュージアム・広島大学総合博物館・広島大学医学部医学資料館  
山口大学埋蔵文化財資料館・香川大学博物館・愛媛大学ミュージアム  
九州大学総合研究博物館・熊本大学五高記念館・宮崎大学農学部附属農業博物館  
鹿児島大学総合研究博物館・琉球大学資料館（風樹館）

大学の広報戦略に利用されている傾向がある



## 公立大学法人（公立大学法人法による）

愛知県立芸術大学芸術資料館・大阪市立大学理学部附属植物園

## 私立大学（学校法人）（学校法人法による）

東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館・ノースアジア大学総合研究センター雪国民俗館

東洋大学井上円了記念博物館・東京理科大学近代科学資料館・武蔵野音楽大学楽器博物館

明治大学博物館・早稲田大学會津八一記念博物館・早稲田大学坪内博士記念演劇博物館

國學院大學考古学資料館・國學院大學神道資料館・玉川大学教育博物館

国際基督教大学博物館湯浅八郎記念館・多摩美術大学美術館・東海大学海洋科学博物館

東海大学自然史博物館・中部大学民族資料博物館・梶山歴史文化館・南山大学人類学博物館

愛知学院大学歯科資料展示室・花園大学歴史博物館・京都工芸繊維大学美術工芸資料館

大阪大谷大学博物館・大阪音楽大学音楽博物館・大阪商業大学商業史博物館

関西大学博物館・皇學館大学佐川記念神道資料館・西南学院大学博物館

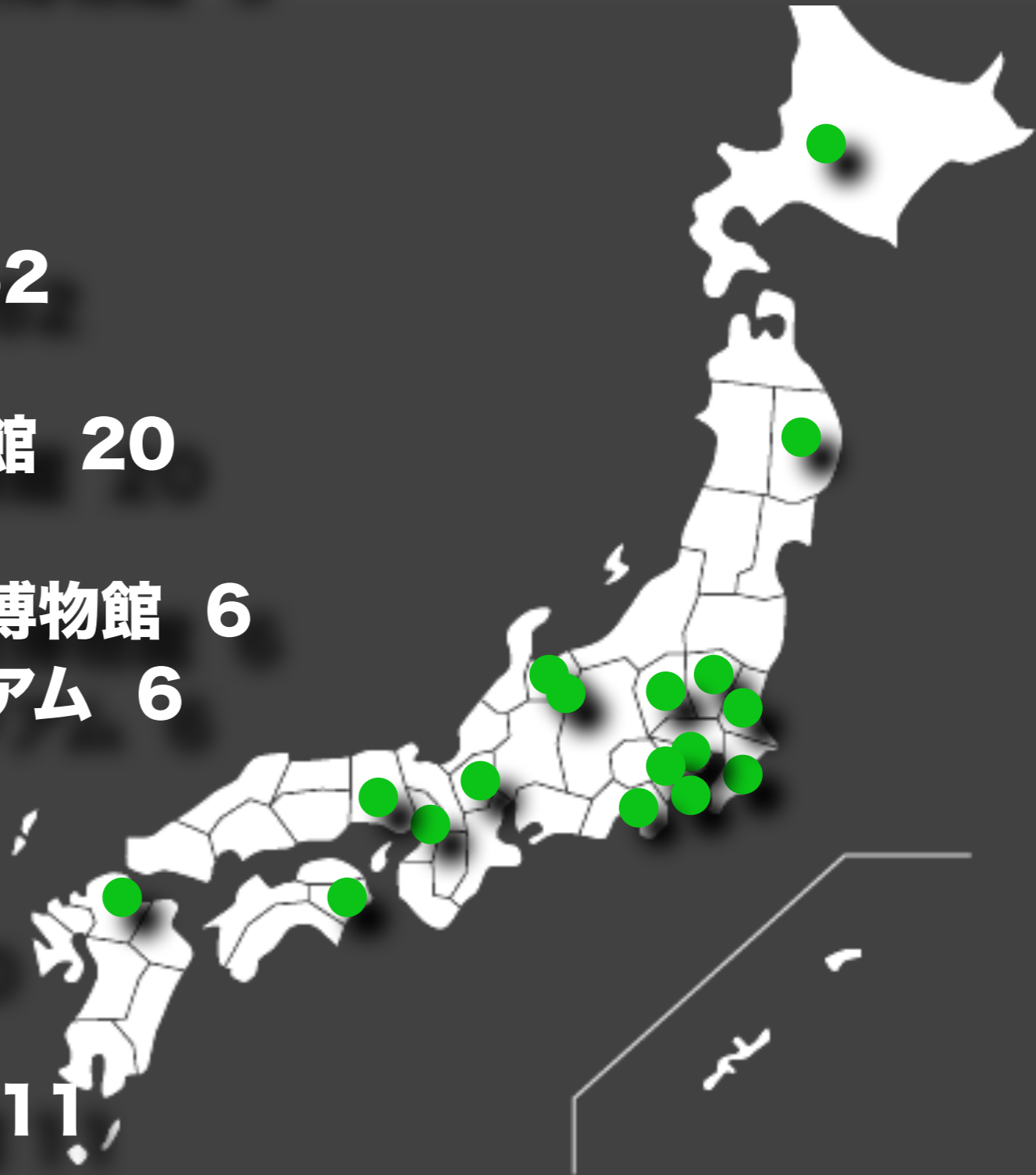
# 博物館が科研費の申請機関になるには（文科大臣の指定基準）

- 1) **研究を目的**とする機関であること
- 2) **自発的に研究計画を立案して実施**できると、申請機関において決定された**文書に明記**されていること
- 3) **研究成果を自らの判断で公表**でき、**職務として自発的に学会に参加**できると**文書に明記**されていること
- 4) 研究活動に実際に従事している者を構成員とする**研究組織が確立**されていること
- 5) 研究者の1/5以上が**原著論文**を過去1年間に**学会誌**（紀要を除く）に掲載していること
- 6) 申請機関の**1人当たりの研究費が年間36万円以上**であること
- 7) 科研費の**管理・監査体制が整備**されていること
- 8) 研究を公正に推進する体制が**整備**されていること



# 科学研究費の申請機関に認可されている**自然史系**博物館

- 北海道博物館 4
- 公益財団法人岩手県文化振興財団(岩手県立博物館) 5
- ミュージアムパーク茨城県自然博物館 9
- 栃木県立博物館 10
- 群馬県立自然史博物館 9
- 千葉県立中央博物館 35
- 独立行政法人国立科学博物館 62
- 横須賀市自然・人文博物館
- 神奈川県立生命の星・地球博物館 20
- 富山市科学博物館 13
- 公益財団法人立山カルデラ砂防博物館 6
- ふじのくに地球環境史ミュージアム 6
- 滋賀県立琵琶湖博物館 28
- 大阪府立自然史博物館 14
- 兵庫県立人と自然の博物館 30
- 徳島県立博物館 6
- 北九州市立自然史・歴史博物館 11



# 自然史系博物館学芸員が科学研究費を申請してきた細目

系	分野	分科	細目
総合	環境学	環境創成学	自然共生システム
総合	複合領域	科学教育・教育学	科学教育
総合	複合領域	科学教育・教育学	教育学
総合	複合領域	科学社会学・科学技術史	科学社会学・科学技術史
総合	複合領域	文化財科学・博物館学	文化財科学・博物館学
数物	数物系科学	地球惑星科学	固体地球惑星物理学
数物	数物系科学	地球惑星科学	気象・海洋物理・陸水学
数物	数物系科学	地球惑星科学	超高層物理学
数物	数物系科学	地球惑星科学	地質学
数物	数物系科学	地球惑星科学	層位・古生物学
数物	数物系科学	地球惑星科学	岩石・鉱物・鉱床学
数物	数物系科学	地球惑星科学	地球宇宙化学
生物	生物学	基礎生物学	植物分子・生理科学
生物	生物学	基礎生物学	形態・構造
生物	生物学	基礎生物学	動物生理・行動
生物	生物学	基礎生物学	遺伝・染色体動態
生物	生物学	基礎生物学	進化生物学
生物	生物学	基礎生物学	生物多様性・分類
生物	生物学	基礎生物学	生態・環境
生物	生物学	人類学	自然人類学
生物	生物学	人類学	応用人類学



# 科学研究費審査システム改革2018では、どこに？

## 小区分

大区分A	中区分1	思想、芸術・関連分野	科学社会学・科学技術史関連
	中区分3	歴史学、考古学、博物館学・関連分野	文化財科学関連
	中区分3	歴史学、考古学、博物館学・関連分野	博物館学関連
	中区分9	教育学・関連分野	教育学関連
大区分B	中区分17	地球惑星科学・関連分野	宇宙惑星科学関連
	中区分17	地球惑星科学・関連分野	大気水圏科学関連
	中区分17	地球惑星科学・関連分野	地球人間圏科学関連
	中区分17	地球惑星科学・関連分野	固体地球科学関連
	中区分17	地球惑星科学・関連分野	地球生命科学関連
大区分F	中区分39	生産環境農学・関連分野	昆虫科学関連
	中区分40	森林圏科学、水圏応用科学・関連分野	水圏生産科学関連
	中区分40	森林圏科学、水圏応用科学・関連分野	水圏生命科学関連
	中区分42	獣医学、畜産学・関連分野	獣医学関連
	中区分44	細胞レベルから個体レベルの生物学	形態および構造関連
	中区分45	多様性生物学、人類学・関連分野	進化生物学関連
	中区分45	多様性生物学、人類学・関連分野	多様性生物学・分類学関連
	中区分45	多様性生物学、人類学・関連分野	生態学および環境学関連
大区分H	中区分45	多様性生物学、人類学・関連分野	自然人類学関連
	中区分48	生体の構造と機能・関連分野	解剖学関連

# 社会貢献する研究をとという傾向か！

---

科学は文化に寄与し、生活に恩恵をもたらすと認識  
害悪ももたらさず(戦争兵器、化学物質、環境汚染等)



## 社会のための科学であれ！

生産性と効率性を追求する科学を高く評価

国家戦略として役にたつ科学への資金援助

競争的資金獲得のため業績主義がはびこる

自己点検と外部評価の流行

評価を求める側の都合で数値化……どこも一様化

遠大な構想の研究や挑戦的研究が減少

このような背景を科研費も反映しているか



# 自然史系博物館の仕事

自然を調べた成果を保証する標本資料を収集  
活用できるように整理保管して次世代に継承  
それらは人類の記憶であり、未来の研究素材

特別の話題性があるわけではなく  
宣伝するような大げさなテーマもなく  
ただひたすらやり**続けるだけの地味な**仕事

科学の土台を支えるようなものだが  
どこかで、だれかが、やらねばならない仕事

こんな仕事でも申請できる科研費であればと願う



# いつでも求められてきた社会貢献

戦時下では博物館も科学動員に：**戦争協力**が最大の社会貢献

いわゆる貧乏だった時代 学術会議からの勧告

博物館の研究部門の充実・**標本資料の収集**と研究

経済成長・バブルの時代 地方公共団体の博物館設立

**展示の充実**・ハンズオン・バリアフリー

経済的に陰ってきた時代 生涯教育・社会教育

**学校教育との連携**・幼児教育

赤字財政の時代

競争原理の導入・評価が淘汰選択の手段

生残り対応で精一杯・余裕無く自己中心的・保身が大事

**予算の削減**が最大の社会貢献

人員削減・市町村合併による閉館・標本の移管と売買

**指定管理者制度の導入**・市場化テスト・独立行政法人化

# 変わってきた普及教育活動

いわゆる貧乏だった時代      フィールド・サイエンス  
野外**採集**会（昆虫・植物・菌類・磯の生物・化石・鉱物）

経済成長・バブルの時代      自然保護・動物愛護  
野外**観察**会    **採集は悪**・理科離し

経済的に陰ってきた時代      子供の安全・個性尊重  
出前授業・サイエンス**ショー**    **難しさは悪**・理科離し

財政赤字の時代      地球環境を守ろう(道徳教育的)  
サイエンスも教育もすべて**商品化**    **売れないものは悪**  
ギャラリートーク    サイエンス・コミュニケーション  
サイエンス・カフェ    モバイルゲーム化    とにかくサービス！

生物多様性    遺伝子資源(アクセスと利益配分)    自然史資料の**商品化**  
Access to genetic resources and benefit-Sharing : ABS

**自然史系**博物館    自然への入口    自然などどこかへ



# 現在の究極の“理想的”博物館

経費が不要で、儲かって、かつ競争教育に貢献

- コレクションをもたない・つくらない  
資料庫がいらぬ・管理費がいらぬ
- 学芸員（研究者）をおかぬ  
人件費がいらぬ・研究費もいらぬ
- 展示は他館から借用・企業との協賛  
入館・観覧料が借用料・製作料をうわまわれればよい
- 普及教育は大学や研究機関の人材を活用  
入館者サービスはボランティアにまかせる
- 現在が大事で後進の育成など後のことは考えぬ
- 国際貢献もいまは考えぬ

理由は、経済があつての文化でしょ



**自然史系博物館学芸員は科研費以外の外部資金を  
どこから一例えば、(どれでも大学教官との競争)**

**公益財団法人日本科学協会：笹川科学研究助成**

**実践研究部門 B 学芸員・司書等が行う調査・研究**

**公益財団法人藤原ナチュラヒストリー財団：学術研究助成**

**ただし学会関係（旅費・参加費・年会費等）は認められない**

**公益財団法人武田科学振興財団：中高校理科教育振興奨励**

**教師対象だが学校教育との連携プログラムは対象**

**公益財団法人伊藤科学振興会：自然科学**

**対象者は大学准教授・講師・助教およびこれに準ずる団体等**

**一般財団法人全国科学博物館振興財団**

**全国科学博物館活動等への助成**

**日本生命財団（ニッセイ財団）：人間活動と環境保全**

**若手研究・奨励研究、博物館展示案内出版助成**

**公益財団法人三菱財団：自然科学助成**

**自然科学の全分野が対象で、現行の科研費細目と同じ**

自然史系博物館を支えるのは

→ **自然史研究と教育** → 人材育成

ところが、博物館にはその機能がない

→ 高等教育機関（大学）だけができる

しかし

大学で**なぜ**自然史研究が**衰退**（消滅）したか？

そのことは**検証**されたのか？ されているのか？

そして

それに対してどんな**対応**策が考えられたのか？

どんな対応策が**実行**されているのか？ いないのか？

**自然史**系博物館の問題は、ここに集約される

**国立大学法人→中間総括・検証がなされているか？**

**なんのための法人化であったのか？**

大学改革・産学連携・予算削減

**運営交付金が着実に削減されてきたのではないか？**

退職教員補充の困難・若手教員の減少・研究基盤の弱体化

**競争的資金の獲得が最大の関心事となっていないか？**

増収努力・事務仕事の増大・研究時間の減少・成果の出易いテーマに偏る

**国の高等教育は、疑いもなく公的かつ重要な事業だから文科省が直接責任をとらなければならないのではないか？**

**とくに基礎科学について、なにをなすべきか？**